

育児休業等を取得する個人顧客向けローンに係る留意事項について

貴協会等におかれては、日頃より、個人顧客（以下、「顧客」という。）に対する円滑な資金供給に向けてご配慮いただいているものと承知しているが、高い公共性を有し重要な社会インフラの一つである預金取扱金融機関においては、仕事と育児・介護の両立支援制度とも整合的に業務運営を行うことが重要である。また、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）においても、男女共に仕事と子育てを両立できる環境を整備するため、引き続き、育児休業等の両立支援制度の定着推進・充実を図るとともに、男性の育児休業取得や育児を促進するための取組を総合的に推進することとされ、さらに今国会に育児・介護休業法等の改正法案が提出されている。

については、下記の留意事項について、貴協会等傘下の各金融機関に対し、周知徹底方よろしくお願いしたい。

記

1. 育児休業（産前産後休業を含む。以下同じ。）や介護休業を取得中又は取得予定の顧客（以下、「育児休業等を取得する顧客」という。）から、住宅ローン等（注）の申込みを受けた場合は、育児休業等を取得することのみをもって一律に謝絶することなく、育児休業等の取得を踏まえた返済計画など顧客の状況やニーズをきめ細かく把握し、顧客の立場に立って対応すること。

（注）住宅ローン、マイカーローン、教育ローン、リフォームローン等の個人向けローン

2. 育児休業等を取得する顧客から、既存の住宅ローン等の条件変更等に係る申出を受けた場合についても上記1.と同様、育児休業等の取得を踏まえた返済計画など顧客の状況やニーズをきめ細かく把握し、顧客の立場に立って対応すること。

3. 上記1.及び2.について適切な対応を徹底するため、顧客説明態勢及び融資審査態勢（審査基準を含む。）を確認し、必要に応じて見直し等を行うこと。